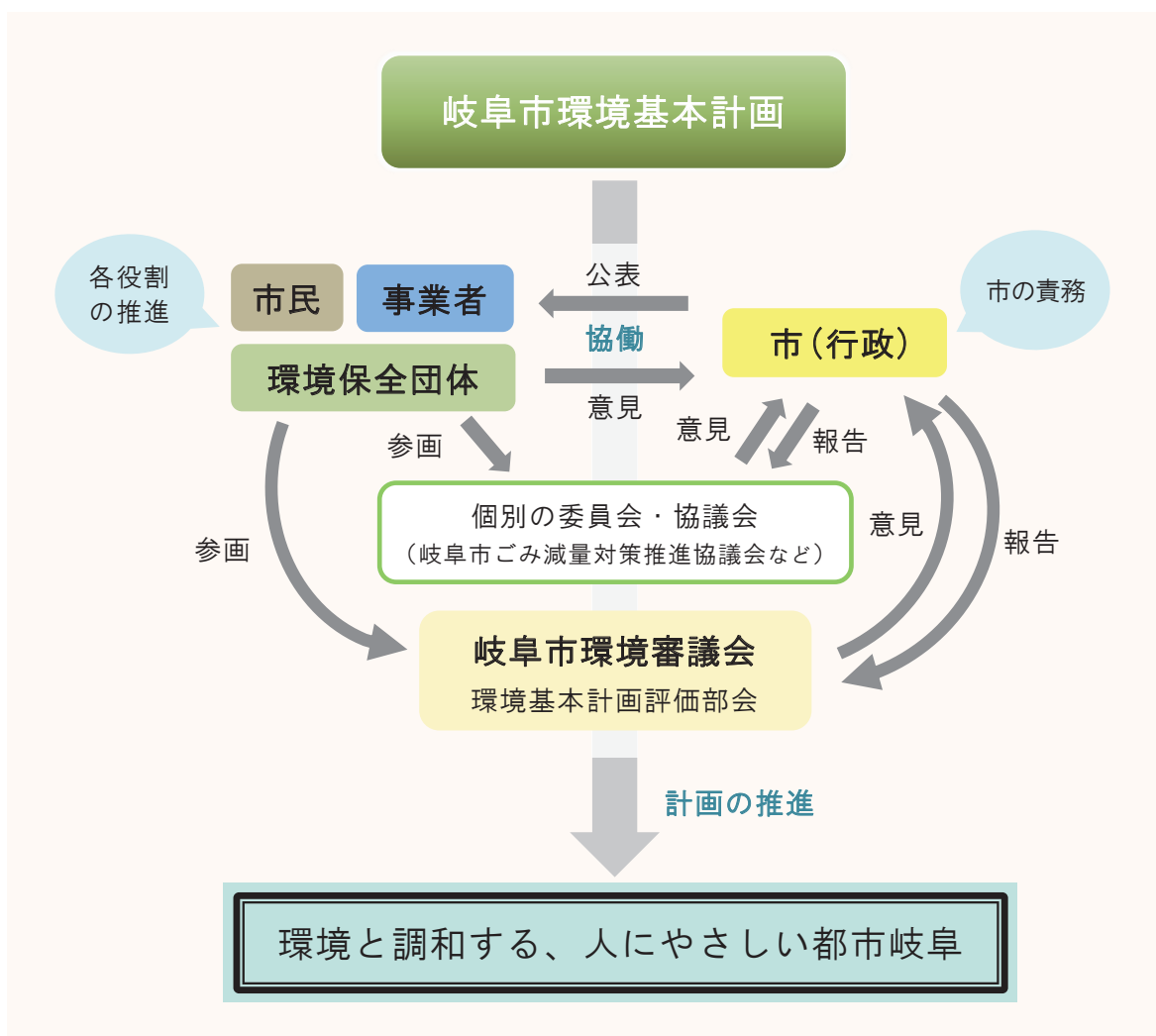


## 第5部 計画の推進

### 第1章 計画の推進体制

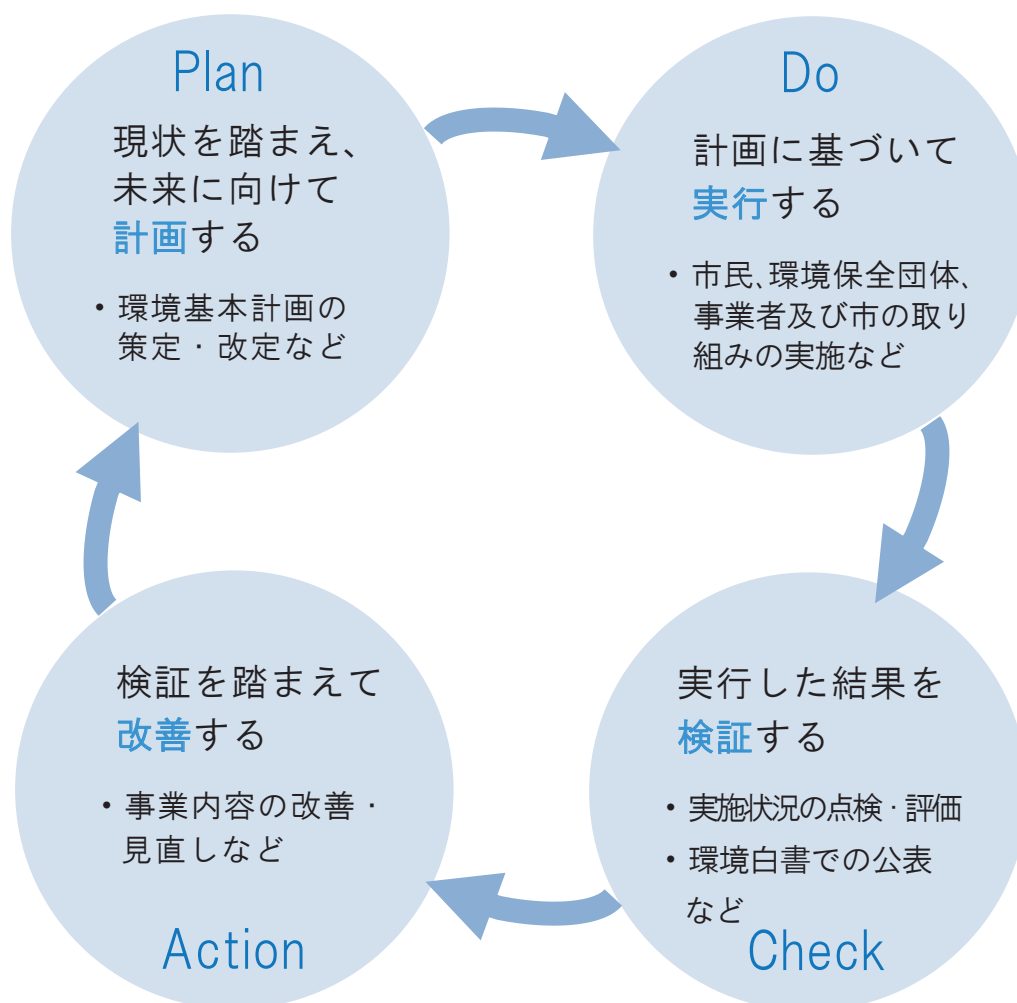
- ・環境基本計画を着実に推進していくためには、市民、環境保全団体、事業者及び市（行政）がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して、環境の保全と創出のために積極的に取り組むことが大切です。そのため、次の推進体制により計画を推進していきます。



推進体制の概念図

## 第2章 計画の進行管理

- ・環境基本計画の進行管理は、事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組む「環境マネジメントシステム」の考え方を取り入れ、「PDCA サイクル」を基本に、施策や事業の実施を行います。



環境基本計画における PDCA サイクル

- ・環境基本計画に掲げる各施策の進捗状況は、毎年、「岐阜市環境審議会環境基本計画評価部会」（以下「評価部会」という。）において点検・評価を行います。
- ・評価部会の評価結果は、環境審議会へ報告するとともに、環境白書や市ホームページで公表します。
- ・本計画の計画期間は、令和9年度までの5年間ですが、評価結果や新たな課題への対応が必要となった場合など、必要に応じて、環境基本計画を見直します。